

○石巻地方広域水道企業団建設工事予定価格事前公表に関する要綱

平成24年11月7日

石広水訓令甲第3号

改正 平成26年2月14日訓令甲第2号

(趣旨)

第1条 本要綱は、石巻地方広域水道企業団（以下「企業団」という。）における入札・契約制度のより一層の透明性及び公平性の確保並びに不正行為の防止を図るため、予定価格の入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象)

第2条 事前公表の対象は、企業団が競争入札により発注する、東日本大震災以降に発生した自然災害に係る復旧・復興に関する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）のうち、予定価格（税込）が3億円以上のものとする。

2 企業長は、前項の規定にかかわらず、事前公表により適正な入札の執行に支障があると認められる場合又はその他特別の理由がある場合は、事前公表を行わないことができる。この場合において、企業団競争入札審査委員会委員長は、事前公表しないことに係る内容について、あらかじめ審議しなければならない。

(事前公表の内容)

第3条 事前公表をする予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を控除した価格とする。

(事前公表の方法)

第4条 事前公表の方法は、石巻地方広域水道企業団契約規程（平成元年石広水規程第13号）第5条の規定による公告により行う。

(入札執行に係る措置)

第5条 事前公表を行った建設工事の入札執行に係る措置は、次によるものとする。

- (1) 予定価格を超える価格の入札は失格とする。
- (2) 入札の回数は1回とする。
- (3) 入札参加者に対し、入札時に入札価格の根拠となる積算内訳書の提出を求めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事前公表の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年11月7日から施行し、同日以降に公告する工事について適用する。

附 則（平成26年2月14日訓令甲第2号）

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

（東日本大震災後における工事の迅速化のための臨時措置）

2 東日本大震災後における工事の迅速化を図るため、事前公表の対象は、第2条第1項の規定にかかわらず当分の間、企業団が競争入札により発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）のうち、予定価格（税込）が130万円を超えるものとする。この場合において、指名競争入札により行おうとするときは、第4条に定める方法に変え、石巻地方広域水道企業団契約事務の取扱いに関する要綱（平成8年石広水訓令甲第1号）第3条第5号に定める指名通知により行うことができる。